

繰上償還申込書

令和〇年〇月〇日

横浜市職員共済組合理事長

次のとおり

1 全額繰上償還	<input checked="" type="radio"/> 2 一部繰上償還	をしたいと思います、申し込みます。
----------	---	-------------------

貸付種別	1 普通 <input checked="" type="radio"/> 2 住宅 3 災害 4 在宅介護対応住宅 5 医療 6 入学 7 修学 8 結婚 9 葬祭	共済組合受付印						
貸付番号	111111 号							
職員番号	1	2	3	4	5	6	7	
所属	〇〇〇	区・局	〇〇〇	課				
氏名	共済 太郎			所属電話 045 (123) 4567				

全額繰上償還の内容

希望月	年	月
償還事由	剰余金 ・ 買換 ・ 売却（平成 年 月 日決済） ・ 借換	

一部繰上償還の内容

希望月	令和〇年	〇月
償還希望額	100 万円	
	償還希望額の内訳	毎月分 50 万円 期末・勤勉分 50 万円
一部償還後の希望	<input checked="" type="radio"/> 1 完済までの期間を短縮する。	
	2 1回あたりの償還額を少なくする。	

注 意

- 一部繰上償還の最低申込単位は、一回の償還額以上からとします。
- 期末・勤勉併用償還の毎月分を先に償還終了すること及び期末・勤勉手当分より毎月分の残高を少なくすることはできません。
- 払込みの確認ができないため、2か月続けての申し込みはできません。
- 締切は、毎月月末(必着)です。月が変わって受理した場合は、翌月以降の償還となります。
- 償還希望月の給与控除をした後、10日前後に納付書を送付しますので、最寄の銀行窓口から20日までに納付してください。
- 繰上償還の希望月10日を過ぎても納付書が届かない場合は、電話等で連絡してください。
- 繰上償還の結果、最終償還期日が短縮され、当初からの償還期間が10年未満となった場合は住宅借入金（取得）等特別控除用の年末残高等証明は発行しません。

問合せ先

横浜市職員共済組合福祉事業係

電話 671-3400